

平成24年度

所管事項の概要

平成24年5月

教育委員会

目 次

教育総務課	1
予算経理課	4
教職員課	5
福利・給与課	7
学校施設課	9
高校教育課	10
小中学校教育課	12
特別支援教育課	14
生徒指導課	17
人権教育課	19
保健体育課	21
社会教育・文化財保護課	24
研修企画・支援課	28
研修指導課	30

《教育総務課》

課長 荒木 敏之
(電話 059-224-2946)

1 教育委員会の会議

毎月、定例の委員会を開催するほか、必要に応じて臨時の委員会を開催し、議案等を審議します。

2 教育行政の総合企画及び連絡調整

教育行政の長期計画、重要施策の策定及びその推進に関する総合企画、連絡調整を行います。

- (1) 「三重県教育ビジョン」の推進と進行管理
- (2) 「みえ県民力ビジョン」の推進と進行管理（教育委員会関係）
- (3) 重要事業の策定に関する総合調整
- (4) 懸案事項の処理状況の把握とその進行管理
- (5) 陳情及び請願に関する総合調整

3 広聴・広報事務

教育に関する県民のニーズや意見を把握するとともに、教育施策を広く周知するため、広聴・広報活動を行うほか、連絡調整を行います。

- (1) 教育委員会ホームページの管理
- (2) 「学校名簿」の作成
県内の幼・小・中・高・特別支援学校、高専、短大、大学の所在地等をまとめて教育委員会ホームページに掲載し、教育関係者の利用に供します。
- (3) 教育委員会に係る広聴・広報活動の連絡調整

4 教育委員会公報の発行

教育委員会公報発行に関する規則に基づき、教育委員会の定める規則、告示のほか、規程、訓令、公告等の公表を要するものをまとめて公表します。

5 公益法人等の監督及び指導

教育委員会関係の公益法人、特例民法法人、移行法人に対する監督、指導を行います。

6 教育功労者の表彰

学校教育、社会教育、文化、学校保健、教育行政の各分野において、功績が

顕著な者を教育功労者として表彰します。

7 後援名義の使用承認

教育委員会関係の後援名義使用の承認を行います。

8 教育行政相談

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育行政相談窓口を設置し、県民からの相談に対応します。

9 情報業務の推進及び調整

教育委員会の情報業務の推進や電子情報のセキュリティー対策を行います。

10 「学校情報ネットワークシステム」の管理運営

県立学校のすべての教職員が教育活動でパソコンを活用できるインフラとしての「学校情報ネットワーク」を管理運営するとともに、老朽化に伴う情報機器の更新を行います。

11 危機管理の推進

教育委員会や公立学校の危機管理を推進します。

12 防災の推進

教育委員会の防災体制や公立学校の防災教育・防災対策を推進します。

13 教育改革の総合的な推進

社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応するため、県立高等学校の活性化の推進や公立・私立の高等学校のあり方など、自立する力、共に生きる力を育むための教育改革を総合的に推進します。

14 三重県教育改革推進会議

本県における様々な教育課題について、より多面的、専門的な見地から調査検討を行うとともに、国が進める教育改革の動きをふまえ、三重の教育のあり方を広い視野から検討します。

15 県立高等学校活性化計画の策定

「県立高等学校再編活性化第三次実施計画（平成20～23年度）」の計画期間が平成23年度で終了したことから、今後の県立高等学校の活性化のあり方について検討を進め、速やかに次期計画を策定します。

16 県立高等学校の募集定員の策定

今後、中学校卒業生数は年度ごとに増減を繰り返しながら、全体として減少が続くことが予想されることから、三重県公立高等学校協議会などにおいて、中長期的な展望に立った協議を継続的に行います。

《予算経理課》

課長 三井 清輝
(電話 059-224-2943)

1 教育委員会の予算・経理

教育委員会の予算を調整し、事務局の経理をとりまとめます。

2 県立学校運営費

県立学校運営費の効率的な執行を促し、適切な管理を行います。

3 修学支援制度

勉学意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等の修学が困難になっている者に対し修学奨学金を貸与するなど、修学の支援を行います。

4 地方教育費調査

学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費等の調査を行います。

《教職員課》

課長 木平 芳定
(電話 059-224-2956)

1 教職員の適正配置

(1) 定数策定と教員配置

公立学校の学級編制及び教職員の定数を国の配置基準を標準として定めるとともに、各学校における児童生徒の学力定着、進路指導、生徒指導等を支援するための教員を配置します。

(2) 少人数教育の推進

国における小学校1年生での35人学級編制のもと、小学校1、2年生の30人学級(下限25人)、中学校1年生の35人学級(下限25人、各学校の実情に応じて2年生あるいは3年生に弾力的に振替可能)を引き続き実施します。

また、平成24年度は国の加配定数を活用し、小学校2年生の36人以上学級を解消しています。

あわせて、小中学校において、少人数授業などを実施するための教員を配置し、各学校の実情に応じた取組を支援するなど、きめ細かな教育を支援します。

(3) 教職員の人事

教職員一人ひとりが能力や意欲を十分に発揮し、児童生徒の視点に立った教育を一層推進することができるよう、教職員の人事配置を適切に行うとともに、各学校の教育を支援するため、校長の意見を十分尊重した人事を行います。

2 教職員の採用

一般教養、専門教科等の筆答試験とともに、技能・実技試験、集団面接、個人面接など、教員としての適性や人物評価を重視した採用試験を実施し、教育者としてふさわしい優れた人材を採用します。

教員採用選考試験 一次試験 7月21日
二次試験 8月17日～26日

3 教職員の資質向上

(1) 免許状の検定、授与

教育職員免許状の検定事務等を行い、免許状を授与します。

(2) 教員免許更新制

平成21年4月1日から導入された教員免許更新制を円滑に実施するとともに、制度の見直し等については、国の動向を注視し、適切に対応します。

(3) 免許法認定講習の開設

教職員の資質向上のため、特別支援学校教諭免許状や上級免許状の取得に必要な単位を修得するための講習を開設します。

(4) 指導が不適切である教員等への対応

指導が不適切であると考えられる教員や職務遂行能力等に課題があると考えられる職員への対応策として、研修等を実施し、指導改善や職務遂行能力の向上等を図ります。

(5) 新たな教職員等評価制度の推進

目標管理を通じた能力開発型の新たな教職員の評価制度の取組を進めます。

4 教職員の再任用

本格的な高齢社会の到来に伴い、高齢者の知識・経験を活用するなどの観点から、定年退職者のうち働く意欲と能力を有する者を教職員として再任用します。

5 教職員人事管理システムの運用管理

教職員人事管理システムを適正に運用し、各学校における人事配置、定数管理、人事異動等の業務に要する作業の簡素化・効率化を図ります。

6 事務局の適正な組織運営と職員の配置

教育委員会事務局の組織・定数の適正化を図るとともに、教育行政を円滑に、また、効果的に推進するための職員を配置します。

7 教職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づき、公務上又は通勤に起因する教職員の災害に対する補償を行います。

8 教職員に関連する争訟への対応

教職員に関わる争訟事務を担当し、処分等の適法性、妥当性について、適切に対応します。

9 教職員が働きやすい環境づくり

教職員にとって働きやすい環境としていくため、総勤務時間の縮減につながる業務の簡素化・効率化、勤務条件の改善等を進めます。

《福利・給与課》

課長 福本 悦蔵
(電話 059-224-2950)

1 教職員の給与

- (1) 公立学校職員の給与管理及び支給に関する事務を行います。
- (2) 公立学校職員の給与及び旅費の制度に関する事務を行います。
- (3) 公立学校職員の給与、その他人件費等の予算経理及び決算に関する事務を行います。
- (4) 義務教育費国庫負担金等の申請、請求及び決算経理に関する事務を行います。

2 教職員の福祉対策

(1) 県立学校教職員の健康管理

労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づく健康診断を実施し、決定された指導区分に基づき必要な健康指導を行います。

(2) 教職員安全衛生管理体制の整備

「三重県立学校職員安全衛生管理規程」に基づき、県立学校における健康管理体制を整備し、あわせて各市町等教育委員会による安全衛生管理体制の整備を支援します。

また、「三重県立学校職員に係る過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱」に基づき、県立学校に過重労働対策を実施します。

(3) 教職員のメンタルヘルス対策

心の健康問題の早期発見と適切な対応及び再発防止のために「三重県立学校教職員精神保健管理実施要綱」に基づき、研修事業、心の相談事業、復職支援制度、健康審査会等を行います。

(4) 児童手当の支給

「家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に平成23年度における児童手当法の一部を改正する法律」に基づき、中学校修了前の子どもを養育している教職員に対し、児童手当を支給します。

(5) 教職員住宅の管理

教職員の福祉に資するため、教職員住宅の維持管理を行います。

(6) 勤労者財産形成貯蓄事業

勤労者財産形成促進法に基づき、小・中学校教職員の一般財形貯蓄、年金財形貯蓄、住宅財形貯蓄の手続を行います。

(7) 教職員生涯生活設計の支援

教職員及び退職者が生涯生活を自ら充実できるよう、生涯生活設計実施計画に基づき、ライフプランセミナー等を実施します。

(8) 公立学校共済組合事業

公立学校共済組合は、「地方公務員法第43条」及び「地方公務員等共済組合法」に基づき設置されており、組合員及び家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、医療給付、年金給付、人間ドック等の健康保持増進事業及び宿泊施設の管理運営等の事業を実施します。

(9) 財団法人三重県公立学校職員互助会事業

公立学校職員互助会は、「三重県公立学校職員の共済制度に関する条例」に基づき設置されており、会員及び家族の医療補助、各種給付、貸付事業等を実施します。

《学校施設課》

課長 加藤 丈雄
(電話 059-224-2955)

1 県立学校の施設整備

(1) 耐震補強・改築

安全な学校づくり及び地域の避難所としての機能確保のため、耐震補強工事を行います。

(2) 高等学校の再編活性化にかかる施設の整備

県立高等学校再編活性化実施計画に対応した施設整備を行います。

(3) 特別支援学校の施設整備

県立特別支援学校整備実施計画に対応した施設整備を行います。

(4) 老朽施設の改修等

老朽化した施設・設備の改修やバリアフリー化に向けた対応を行います。

2 県立学校の財産管理

(1) 学校施設の修繕

建物の維持管理のため、校舎等の修繕を行います。

(2) 学校施設の保守点検、管理

電気設備、合併浄化槽、給排水施設等の保守点検、管理を行います。

3 公立小中学校の施設整備の支援

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づく国庫負担等事業の適正な執行のための支援を行います。

4 公立小中学校の設置及び廃止等の認可・届出

学校教育法第4条の規定による設置、廃止等の認可等を行います。

《高校教育課》

課長 倉田 裕司
(電話 059-224-3002)

1 確かな学力等の育成

(1) 学力の定着・向上について共通の課題を持った県立高等学校が集まり、課題解決の方策を検討、協議するとともに、公開授業や研究協議会等を実施し、県全体の学力の向上を図ります。

・学力向上対策支援事業

(2) 高等学校学習指導要領に示された各教科等における具体的な教育方法のあり方等について、公開授業や研究協議会、先進校視察等の実施により実践研究するとともに、研究発表会の開催等により成果の共有を図ります。

・新学習指導要領に対応した授業実践研究事業

(3) 理数及び英語教育の充実に向けて研究に取り組む県立高等学校を指定し、先進的・発展的な学習を進めるとともに、科学オリンピック大会の開催や留学への支援等を行います。また、専門高校を中心に、より高度な技術の習得や難易度の高い資格の取得等を目指せるよう、大学や企業との連携及び指導方法の研究を行います。

・「志」と「匠」の育成推進事業

(4) 生徒の学力向上などの教育課題に対応するため、指導主事の県立高等学校への訪問や教員を対象とした研修会等を通じて、教育課程の実施や学習指導のあり方等について指導、助言及び支援を行います。

2 国際理解教育及び外国人生徒教育の推進

(1) 語学指導等を行う外国青年を招致し、国際理解教育を充実します。

・語学指導等を行う外国青年招致事業

(2) 年々増加する日本語支援が必要な外国人生徒に対応するため、拠点となる県立高等学校に外国人生徒支援専門員（1名）を配置し、高等学校におけるJSLカリキュラムの開発と取組の充実を図り、三重県モデルの確立を目指すとともに、進路指導や保護者対象の教育相談等の支援に取り組みます。

・社会的自立を目指す外国人生徒支援事業

3 キャリア教育の推進と就職対策

各学校段階を通じた系統的なキャリア教育を推進するとともに、生徒たちがさまざまな分野で活躍する人々と出会い、多様な価値観、職業観に触れ、自らの生き方・在り方を考える機会を提供します。

また、引き続き厳しい雇用状況が予想される中、就職を希望する高校生の進

路実現が図られるよう、就職支援を行います。

- ・キャリア教育実践プロジェクト事業
- ・就業体験拡大充実緊急雇用創出事業
- ・高校生就職対策緊急支援事業

4 情報教育の推進

パソコン教室の機器を更新するとともに、高等学校案内ホームページの更新や、県立学校の図書館資料共有ネットワークの運用管理を行います。

- ・情報教育充実支援事業

5 文化芸術活動の推進

各校の文化芸術活動を通じて、生徒の創造力の育成と専門的な技能の向上を図るとともに、生徒相互の交流を深め、豊かな人間性を育成します。

- ・高校芸術文化祭事業
- ・学校部活動振興事業（文化部活動にかかるもの）

6 教育設備の充実

産業教育用設備、理科教育用設備、定時制教育設備等の計画的な整備を図るとともに、老朽化の著しい機器を更新します。

- ・設備充実費

7 学校評価の推進

平成24年度から全県立学校に学校関係者評価を義務化し、各校の自己評価を検証し、精度を高めるとともに、学校関係者の学校運営や教育活動への参画が促進されるよう支援します。

8 入学者選抜事務

入学者選抜を円滑に実施するため、実施要項を作成するとともに、中学校及び県立高等学校を対象に事務説明会を実施します。

《小中学校教育課》

課長 鈴木 憲

(電話 059-224-2963)

1 学習指導の充実

(1) 学力の定着・向上

① 学力の定着・向上に関する事業

市町教育委員会と連携して小中学校で全国学力・学習状況調査の実施・活用を促進し、教育指導の改善を継続的に行うとともに、きめ細かく行き届いた少人数教育を推進するなど、子どもたちの学力の定着・向上を図ります。

また、学力や学習状況に関する情報を家庭、地域と共有し、子どもたちの学習意欲を引き出す環境づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもたちの主体的な学びの向上に向けた取組を県民総参加で進めます。

- ・「確かな学力」を育む総合支援事業
- ・学力向上県民運動推進事業

② 小学校における理科の授業の充実に関する事業

小学校5、6年生の「理科」の観察・実験等の体験的な学習の時間に「理科支援員」を配置して教員の支援を行うことにより、理科の授業の充実・活性化と教員の指導力の向上を図ります。

- ・理科支援員配置事業

(2) 道徳教育の推進

道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、学校・地域の実態等に応じて主体的に行う道徳教育に関する多様な取組に対して支援を行うとともに、その結果得られた道徳教育に関する成果等の普及を促進します。

また、道徳教育用教材を作成・配布するとともに、教材の適切な活用を支援することにより、道徳教育の一層の充実を図ります。

- ・道徳教育総合支援事業

(3) 指導主事による学校等への指導

児童生徒の学力向上などの教育効果を上げるため、指導主事が学校を訪問するほか、地域別に会議を実施し、各学校への指導、助言及び支援を行います。

(4) 教科用図書に関する事業

義務教育諸学校で使用される教科用図書の採択事務が公正かつ適正に行われるよう教科用図書選定審議会を開催するとともに、教科用図書展示会等を実施します。

また、すべての義務教育諸学校を対象に説明会を実施して、給与事務の円滑な実施を図ります。

2 開かれた学校づくりの推進

(1) 保護者や住民等の学校運営や教育活動への参画の促進

コミュニティ・スクールや学校関係者評価等の導入を図り、保護者や地域住民等の学校運営や教育活動への参画を促進し、地域とともにある学校づくりを推進します。

- ・地域と協働する学校運営支援事業

(2) 地域による学校支援の体制づくりの推進

地域住民等の知識や技能を活用した学習支援等、地域で支える教育活動を推進します。

- ・地域による学力向上支援事業

(3) 地域資源を活用した郷土教育の推進

三重の良さを実感できる教材や文化財等の地域資源を活用した郷土教育を、学校と地域が連携して推進することにより、子どもたちの郷土を愛する心を育むとともに、誇りと自信を持って三重の良さを発信できる人づくりを進めます。

- ・「ふるさと三重」郷土教育推進事業

3 外国人児童生徒教育の充実

(1) 就学支援及び受入体制の整備

外国人児童生徒の就学相談や初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援します。

- ・就学促進員を活用した就学案内・相談
- ・「初期適応指導教室」（日本語の初期指導等を集中的に行う機関）の取組への支援

(2) 初期の日本語指導及び学校生活への適応指導の充実

生活言語の習得に必要な初期の日本語指導や、学校生活への適応指導の充実を図ります。

- ・外国人児童生徒巡回相談員の配置
- ・外国人児童生徒教育コーディネーターの派遣
- ・外国人児童生徒教育専門員の配置

(3) 学習言語習得のための効果的な日本語指導及び進路指導の推進

日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（JSLカリキュラム）の実践研究を進め、三重県モデルの確立をめざします。

- ・外国人児童生徒のための教科指導研究事業
- ・進路ガイダンスの開催

《特別支援教育課》

課長 井坂 誠一
(電話 059-224-2961)

1 早期からの一貫した教育支援体制整備事業

(1) 早期からの教育支援の充実

教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関による一貫した支援のための情報引継ツールとして「パーソナルカルテ」を作成し、活用の仕組みづくりを促進するなど、地域での就学から卒業までの一貫した支援体制の構築と適正な就学指導を目指します。

- ・パーソナルカルテ推進強化市町の指定 19市町
- ・指定市町における研究協議会、研修会等の開催

(2) 特別支援学校のセンター的機能の発揮

就学前の子どもの発達にかかる就学相談等の支援体制の整備、組織的な助言・指導等の充実を図ります。

- ・県立特別支援学校における小中学校等への地域コーディネーター派遣

(3) 就学指導の充実

三重県障害児就学指導委員会条例に基づき、障がいのある子ども及び保護者への早期からの一貫した支援体制を整備し、円滑な就学指導を推進します。

- ・市町の就学指導と連携した、就学相談、発達相談、地域支援への取組
- ・市町等就学指導委員会連絡会議等の開催 県内5地区各2回
- ・県障害児就学指導委員会及び専門員会議の開催 各1回

(4) 教員の資質向上

特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を開催し、各市町における特別支援教育の中核的な役割を担う人材育成を進めます。

(5) 高等学校における発達障がい生徒の支援

高等学校における巡回相談等により、適切な指導と支援を充実させます。

- ・県立高等学校への発達障がい支援員の配置 3名

2 特別支援学校メディカル・サポート事業

経管栄養・痰の吸引等の医療的ケアを要する児童生徒の教育と健康を支え、精神的自立を促し、付き添う保護者の負担軽減を図るため、県の指定する特別支援学校において、教員が常勤講師（看護師免許所有）と連携協力して医療的ケアを実施します。

3 特別支援学校外国人児童生徒支援員緊急雇用創出事業

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒及び保護者を支援するための特別支

援学校外国人児童生徒支援員（ポルトガル語、スペイン語各1名）を派遣し、子どもの学習支援や「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」等の作成、個別面談に係る情報共有を行うなど、学習支援や生活支援に取り組みます。

4 特別支援学校就労推進事業

(1) キャリア教育サポーター事業

特別支援学校の生徒が、職場実習先を自己選択・決定できる受入企業を十分に確保するため、企業経験豊かな外部人材を活用して、職種と生徒の適性とのマッチングに基づく職域開拓を充実させるとともに、他部局、関係機関等との連動性を高め、垣根のない障がい者就労支援ネットワークを形成します。

・キャリア教育サポーターの配置 5名

(2) 特別支援学校版キャリア教育プログラム構築事業

特別支援学校の教育課程の改編を進め、職業に関するコース制の導入、早期からの職場実習の実施、職種と生徒の適性のマッチングを図る職業適性アセスメントの実施など、学びが就労に直結する特別支援学校版キャリア教育プログラムの構築を推進します。

5 特別支援学校企業就労実現支援緊急雇用創出事業

特別支援学校に職域開発支援員を配置し、企業（事業所）への職場開拓のための企業交渉や理解啓発を行うとともに、職業教育の改善や本人及び保護者に対する就労についての意識の高揚を図ることにより、就労率の向上を目指します。

・職域開発支援員の配置 9名

6 特別支援学校スクールバス等運行委託事業

特別支援学校の通学バスを運行することにより、児童生徒の通学の安全を確保します。

城山特別支援学校	3台	稲葉特別支援学校	4台
盲学校	1台	玉城わかば学園	6台
度会特別支援学校	4台	杉の子特別支援学校	4台（分校含む）
西日野にじ学園	3台	伊賀つばさ学園	4台
北勢きらら学園	6台	東紀州くろしお学園	3台（分校1台）
くわな特別支援学校	3台	県有（リフト付）	1台

7 特別支援学校スクールバス整備事業

特別支援学校における在籍児童生徒数の増加により生じた長時間通学を解消するために、スクールバスを計画的に配備することにより、通学環境の整備を

進めるとともに、安全運転に努めます。

8 特別支援学校児童生徒増加等に伴う整備支援事業

在籍児童生徒の増加、学校施設の狭隘化等の各特別支援学校の緊急な課題に対応するために、近隣の教育施設の活用や学習に係る消耗品を充実させるなど、教育環境の充実を図ります。

9 特別支援学校学習環境等基盤整備事業

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、特別支援学校の緊急課題や適正規模化及び配置等の諸課題に対応するために、学習備品等の整備を行います。

10 特別支援学校就学奨励費

特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、特別支援学校の児童生徒の就学に伴う保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の促進及び普及奨励に取り組めます。

11 特別支援学校給食調理・配送業務委託事業

特別支援学校に在籍する様々な障がいのある児童生徒に、学校管理下において、その実態に即した給食が実施できるよう、調理・配送の委託を行います。

《生徒指導課》

課長 和田 欣子
(電話 059-224-2332)

1 生徒指導対策事業

生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員を小中学校及び高等学校に派遣し、問題行動へ適切に対応するための指導体制を支援します。

2 いじめ・不登校対策事業

「魅力ある学校づくり調査研究事業（国立教育政策研究所）」及び「生徒指導・進路指導調査研究事業（文部科学省児童生徒課）」の2事業を実施し、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組について調査研究を行います。

また、教育支援センター実践交流会を開催し、昨年度作成した「教育支援センター(適応指導教室)スタッフガイド」の周知を図ります。

3 ケータイ・ネット対策事業

児童生徒に関わるサイトのネット検索・監視等を引き続き実施し、現状の把握と課題への対応を行うとともに、情報モラル・リスク教育や保護者・学生による保護者啓発講座の充実を図ります。

4 学校問題解決サポート事業

学校だけでは解決できない問題に対応するため「学校問題解決サポートチーム」を編成し、指導・助言にあたるとともに、弁護士等と連携して支援します。また、様々な課題に対して適切な初期対応ができるよう、教員の力量を高めることをねらいとした講座を開催し、核となる人材を養成することにより、学校組織としての対応力の向上を図ります。

5 スクールカウンセラー等活用事業

学校にスクールカウンセラーを配置して、いじめや不登校など児童生徒の心の問題に対応するとともに、教育相談体制の充実及び教員の資質の向上に努めます。本年度は特に小学校へのスクールカウンセラーの配置を拡充し、小学校における教育相談体制の整備、充実を進めます。

① スクールカウンセラーの配置 313校（小123校、中159校、高31校）
2名（県教育委員会に配置）

② スクールソーシャルワーカーの配置 4名（県教育委員会に配置）

6 学びの環境づくり支援事業

子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、従来のスクールカウンセラー活用事業の取組に加え、中学校区を単位として重点的に取り組む校区にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間の途切れのない支援を進めるなど、教育相談体制の充実・活性化を図ります。

7 防犯教育実践事業

推進校において、高校生の防犯意識を高め、危機予測や回避能力を育成するため実践的な防犯教育に取り組むとともに、教職員研修や、生徒・保護者等を対象とした専門家によるワークショップや講演会等を開催し、防犯教育の推進を図ります。

《人権教育課》

課長 川島 三由紀
(電話 059-224-2732)

1 人権教育の推進

「人権が尊重される三重をつくる条例」や「三重県人権施策基本方針」の趣旨を踏まえ、「三重県人権教育基本方針」に基づき、学校や地域社会において人権教育の推進を図ります。

2 人権感覚あふれる学校づくりの推進

(1) 人権感覚あふれる学校づくり事業

県立学校において、子どもたちの望ましい人間関係を形成し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを推進するため、人権学習指導資料の活用促進や大学等の研究者と連携した実践的研究等を行い、その成果や取組を広く県内に公開、発信します。

(2) 広報研究事業

人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」を活用する上での最新情報や資料をホームページ等で発信します。

また、すべての学校において人権教育が効果的に取り組まれるために、教職員等からの人権教育推進上の相談に対応するとともに、実践事例集など効果的な資料の作成・提供をとおして人権教育の推進を図ります。

(3) 人権教育研修事業

すべての学校で人権教育を推進するため、小中学校、県立学校の管理職等を対象とした研修を実施します。

(4) 人権教育実践開発事業

① 人権教育研究推進事業（文部科学省委託事業）

県内すべての学校における人権教育の充実を図るため、三重県人権教育基本方針に則し、子どもたちを取り巻く課題解決を図る学校づくりの先進的な実践を開発し、その取組手法や指導内容等の普及・活用を進めます。

② 人権教育研修プログラム作成事業

教職員の人権教育に関する実践力の向上を図るため、地域の実態に即した効果的・総合的な研修用プログラムを市町教育委員会等、多様な主体と連携しながら作成します。

3 人権尊重の地域づくりの推進

(1) 社会人権教育総合推進事業

学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤をつく

るため、市町教育委員会等、さまざまな主体と連携・協力し、「人権教育推進協議会」を核とした取組を推進します。

(2) 学びを保障するネットワークづくり事業

いじめ、不登校など子どもたちを取り巻くさまざまな課題の解決や未然防止をめざし、新たな仕組みとして、学校、保護者、地域住民等が一体となって取り組む「子ども支援ネットワーク」を中学校区の単位で構築し、子どもたちの自尊感情や学習意欲の向上を支えます。(ネットワーク構築の中学校区：平成24年度は10校区、平成27年度までに40校区)

また、ネットワーク構築の際に、要となる教員の育成を支援します。

4 その他

進学奨励事業

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴う経過措置として、貸与及び返還・免除を行います。

《保健体育課》

課長 吉田 光徳
(電話 059-224-2973)

1 子どもの体力向上

(1) スクールスポーツライフ支援事業

① 学校体育充実・体力向上推進事業

- ア 教科体育・保健体育の指導力の向上を図る研究協議会・講習会を開催します。
- イ 教科保健体育での武道指導の充実をめざした武道段位認定講習会を実施します。
- ウ 新体力テストの普及・定着に向けた説明会・研究協議会を開催します。
- エ 児童生徒の体力・運動能力調査の実施及び結果の集計や報告をします。
- オ 学校体育研究団体等への指導・助言をします。

② 子どもの体力向上学校支援事業

- ア 子どもの体力向上支援委員会を設置し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析や、実践研究校による実践交流会を開催します。
- イ 実践地域に地域部会を設置し、実践研究校の連携や各校の実践研究を支援します。
- ウ 各実践研究校において、体育科・保健体育科を中心とした教育実践を行い、子どもの体力向上に向けて取り組みます。

③ 武道指導推進事業

- ア 柔道の授業を指導する全ての教員を対象とした「柔道指導者講習会」を、県内3会場で新たに開催します。
- イ 保健体育科教員を対象に、武道種目（柔道・剣道・相撲）の指導力向上に関する講習会を開催します。
- ウ 県柔道協会と連携し、人材データベースを作成・活用するとともに、地域の武道指導者を中学校へ派遣します。

(2) 未来につなぐ子どもの体力向上事業

① 子どもたちの元気づくり推進事業

モデル市町を指定し、学校が体力向上に関する取組の実践研究を行うとともに、体育活動支援員を配置し、体育活動等の支援・指導を行い、子どもたちの運動機会の拡充と授業の工夫改善を図ります。

② 運動部活動指導者充実事業

高等学校の運動部活動に地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣するとともに、指導力向上のための研修会を開催します。また、運動部活動への関心を高めるため、県内外の大会において優秀な成績を収めた生徒や指導者を顕彰します。

③ 地域スポーツ人材の活用実践支援事業

中学校の運動部活動における指導者不足などの課題を解決するため、地域のスポーツ人材を外部指導者として中学校に派遣し運動部活動の充実を図ります。

(3) 運動部活動支援事業

① 学校体育大会開催事業

中学校、高等学校等の県体育大会、東海大会の開催に要する経費を負担します。

② 全国・ブロック体育大会引率教員旅費

中学校、高等学校等の全国・ブロック体育大会に出場する生徒の引率教員にかかる旅費を支給します。

③ 全国・ブロック体育大会派遣費補助事業

中学校の全国体育大会及び高等学校等の全国・ブロック体育大会に出場する生徒の派遣に要する経費を補助します。

④ 全国中学校体育大会開催事業

平成 25 年度に三重県で開催する全国中学校体育大会の準備に要する経費を補助します。

2 健康教育の充実

(1) 学校保健課題解決支援事業

- ① 県教育委員会は県内の健康課題とそれらへの対策を検討するため、協議会を設置します。
- ② 児童生徒の心身の健康課題に関わる教職員を対象として、その資質の向上を図るとともに、児童生徒の健康課題について理解を深め、具体的な対応について学ぶため講演会を開催します。
- ③ 課題ごとに組織された支援チームを学校に派遣し、保護者、児童生徒、教職員等に対する啓発、個別の健康相談等を行います。
- ④ 県内に数地区モデル地域を設定し、市町教育委員会と連携し実践的な取組を行います。

(2) 学校食育推進事業

① 学校給食・食育推進体制整備事業

子どもが正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における食育を推進するための体制整備を図ります。

② 栄養教諭を中核とした食育推進事業

栄養教諭が中心となって、学校、家庭、地域及び関係団体との連携・協力により、地域食育推進事業を実施します。

また、モデル地域における実践発表や食育推進のための講演等の食育推進講習会を開催します。

※モデル地域（鈴鹿市、尾鷲市）

《社会教育・文化財保護課》

課長 野原 宏司
(電話 059-224-3322)

1 社会教育の推進

(1) 社会教育推進体制整備事業

地域における社会教育の推進を図るための環境づくりを行います。

① 三重県社会教育委員の会議 7名

社会教育委員の会議を年3回開催し、社会教育振興のための助言や提言を受けます。

② 社会教育関係者の交流の場づくり

県内全体の社会教育を推進するため、社会教育関係者の交流の場を設け、情報共有や意見交換、人材育成等を行います。

(2) 鈴鹿青少年センターの管理運営

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて心身ともに健全な青少年の育成をはかるため、鈴鹿青少年センターを運営します。

(平成18年4月から、(財)三重県体育協会を指定管理者として指定)

(3) 熊野少年自然の家の管理運営

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成をはかるため、熊野少年自然の家を運営します。

(平成22年4月から、(有)熊野市観光公社を指定管理者として指定)

(4) 子どもの読書活動推進事業

「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動推進のための環境づくりについて、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組を推進します。

また、緊急雇用創出事業を活用し、県内29小中学校に図書館の環境整備を行う職員をモデル的に20人配置します。

2 文化財管理

(1) 文化財保存管理事業

① 保護審議会・審査会

文化財の保存と活用に関する重要事項について、調査・審議し、指定等の答申、重要事項について建議を行います。

銃砲刀剣類を文化財に準ずるものとして保護するため、審査・登録を行います。

天然記念物紀州犬・日本鶏の保存・繁殖を促進するため、優良個体の審査・登録を行います。

ア 文化財保護審議会

三重県文化財保護審議会を年2回開催し、県指定文化財の諮問、調査審議、答申を経て、教育委員会の議決により文化財の県指定を行います。

イ 銃砲刀剣類登録審査会

津市：5月15日・8月21日・11月13日・1月22日

尾鷲市：10月9日 (新規登録6,300円、再交付3,500円)

ウ 天然記念物紀州犬審査会

津市：5月27日 (無料)

エ 天然記念物日本鶏審査会

斎宮歴史博物館：5月20日 (無料)

② 指定文化財管理

指定文化財等の保護管理のための巡視調査と保護管理事務を行います。

ア 文化財パトロール (県文化財保護指導委員設置要綱)

イ 文化財保護連絡会議

ウ 国・県指定文化財の保存管理への支援

エ 国・県指定文化財の現状変更等の事務

③ 文化財保護事業

指定文化財等の保護事業に対して補助し、適正な文化財保存と活用を図ります。(計24件予定)

ア 国指定文化財保護 (16件)

イ 埋蔵文化財緊急調査 (5件)

ウ 特別天然記念物カモシカ食害対策 (3件)

(2) 天然記念物保存対策事業

保護対策上、調査や管理が必要なものについて、県が事業主体となり、各種調査や保存対策を実施します。

①天然記念物食害対策

ア 特別天然記念物カモシカ鈴鹿山地通常調査 (モニタリング調査)

イ 特別天然記念物カモシカ紀伊山地通常調査 (モニタリング調査)

②天然記念物保存管理

地域を定めない指定天然記念物の保存管理の資料となる現状調査を行い、適切な保存管理を実施します。

(3) 世界遺産熊野古道保存管理事業

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携した取組を進めます。

・世界遺産セミナーの開催 (2回)

(6月10日：大紀町、9月30日：熊野市)

(4) 活かそう守ろう“みえ”の文化財事業（予定 18 件）

みえの貴重な地域資源である文化財について、市町による文化財を活かしたまちづくりのマスタープランや所有者、地域住民等による文化財の活用提案と、文化財の修復等を対にして認証・支援し、文化財の活用による人づくり・まちづくりを推進します。

- ①国指定等文化財保護（14 件）
- ②埋蔵文化財緊急調査（3 件）
- ③県指定文化財保護（1 件）

(5) 新たな地域文化発掘推進事業

①伊勢路を結ぶ石造物調査事業

熊野古道伊勢路のうち、世界遺産未登録の街道沿線の石造物調査を行い、登録部分と未登録部分を結ぶことにより歴史的資産の価値を高めます。

②海女習俗詳細調査事業

平成 22 年度から 2 ヶ年で実施した「海女習俗基礎調査」で浮かび上がった課題を精査し、全国的にも特徴的な文化的資産である「鳥羽・志摩地域の海女習俗」の全容を明らかにするために、詳細調査を実施します。

3 埋蔵文化財センター

(1) 管理運営

①管理運営

埋蔵文化財センターの管理運営及び落合古墳群等出土鉄製品の保存処理を行います。

また、埋蔵文化財センターが収蔵する文化財の適切な保管を図るとともに、埋蔵文化財年報、研究紀要の刊行や展覧会の開催、出前講座をはじめとする各種総合学習支援事業を通じて、発掘資料の幅広い活用を積極的に図ります。

ア 普及啓発事業

出土文化財の展示公開事業を開催するほか、児童生徒及び教職員が生きた教材として埋蔵文化財を活用できるよう、出前講座を実施します。

また、埋蔵文化財年報、研究紀要を発行します。

イ 研修事業

埋蔵文化財に関する専門的知識と技術の修得のため、教職員研修、市町職員研修、行政基礎講座等を実施し、文化財保護行政の充実や学校教育、生涯学習の場における活用を推進します。

(2) 埋蔵文化財保存事業

受益者負担が生じる県公共事業地内における埋蔵文化財の状況を確認するとともに、破壊を免れない部分の緊急発掘調査を実施して記録保存を行います。

(3) 受託発掘調査事業

①受託発掘調査事業

国、中日本高速道路に係る埋蔵文化財について、委託を受け、記録保存のための発掘調査を行います。

ア 一般国道 23 号中勢バイパス

イ 一般国道 475 号東海環状自動車道

ウ 中日本高速道路新名神（近畿自動車道名古屋神戸線）

②発掘調査公開活用事業

発掘調査成果に対する県民の理解を深めるために、体験事業や資料の展示公開を実施します。

《研修企画・支援課》

課長 川口 朋史
(電話 059-226-3512)

1 教職員研修にかかる庶務・経理及び財務管理

- (1) 教職員研修にかかる庶務・経理事務を一元的に行い、予算等を適切に執行します。
- (2) 三重県総合教育センターの施設管理及び教職員研修の各事業にかかる財産管理を行います。

2 教職員研修にかかる事業の企画調整

研修事業等の企画調整を行い、教職員研修の各事業を実施します。

- (1) 教職員研修の各種事業の運営にかかる基本方針の策定
- (2) 研修講座の構築及び研修事業の企画調整
- (3) 大学等教育関係機関との連携
- (4) 各研究協議会等全国・県内組織の総合調整
- (5) 派遣研修（新教育大学等大学院教員派遣・内地留学・社会体験研修・県外研修等）の実施・調整

3 学校経営品質向上活動研修

学校経営品質向上活動の浸透・定着を図るため、新任管理職へのマネジメント研修を始めとして、学校、教職員を支援します。

- (1) リーダーシップ研修
- (2) ステージ別研修
- (3) 学校関係者評価研修
- (4) 学校経営品質向上活動ファシリテーター養成講座
- (5) 実践事例交流会

4 教育支援

今日的な教育課題について、調査研究の実施による教育情報の提供と学校支援のための学習教材開発をするとともに、センター開放による施設の効果的な活用を図ります。

- (1) みえの教職員授業力向上研修事業の企画運営
- (2) 「学校・学級づくり」向上事業
- (3) 学校経営品質向上活動推進事業

- (4) 教育課題に対する調査研究
- (5) 教育情報提供
 - ①各種教育情報・資料の提供
- (6) センター開放
 - ①ふれあい科学教室
 - ②ふれあい天文教室

5 教育相談

教育相談を通して、子どもたちの心の問題等に適切な支援を行うとともに、学校等における教育相談活動を支援します。

また、教職員が子どもたちの心の支援を行うため、心理臨床的視点から専門的な研修を実施します。

- (1) 教育相談
- (2) 教育相談講演会の企画運営
- (3) 教育相談専門研修の企画運営
- (4) 教育相談テーマ別研修
- (5) 教育相談エキスパート研修（上級講座修了者等対象研修）の企画運営
- (6) 教育相談地域支援研修の企画運営
- (7) 学校における教育相談活動の支援
- (8) セクシュアル・ハラスメントに関する相談

6 指導力向上支援

研修受講者の指導力や資質の向上を支援します。

- (1) 指導改善研修及び職務遂行能力向上支援研修の企画実施
- (2) 研修受講者への指導助言

《研修指導課》

課長 辻村 大智
(電話 059-226-3571)

1 基本研修

より質の高い教育活動を行うため、教職員の経験年数や役割に応じた研修を実施し、実践的指導力及び職務遂行能力の向上、実践意欲の喚起を図ります。また、授業力の向上をめざすため、みえの教職員授業力向上研修事業による研修を実施します。

- (1) 教諭研修（初任、5年、10年）
- (2) 養護教諭研修（新規採用、5年、10年）
- (3) 栄養教諭研修（新規採用、新任、5年）
- (4) 学校事務職員研修（新規採用、4～6年、9～11年、主査、リーダー）
- (5) 管理職研修（新任教頭、新任校長）
- (6) 特別支援学級等新担当教員研修
- (7) 幼稚園等教員研修（新規採用、10年）
- (8) 常勤講師等研修（常勤講師、養護助教諭、学校栄養補助員）

2 情報教育研修

児童生徒が興味・関心を持って主体的に参加する授業を実現するため、教員のICT活用指導力の向上を目指します。

- (1) 情報教育研修（情報モラル、プレゼンテーション等）
- (2) 教員ICT活用指導力向上講習会

3 教科等研修

教科等における指導内容やその方法について、知識の拡充・深化および指導技術の向上を目指します。

- (1) 各教科、小学校外国語活動、道徳、環境教育、健康教育、授業改善研修（県立学校教科教育研究会との連携講座）

4 テーマ研修

さまざまな教育課題について、目的や対象をより明確にした研修を実施します。

- (1) 人権教育研修
- (2) 特別支援教育研修

- (3) 外国人児童生徒教育研修
- (4) 多文化共生教育研修
- (5) 乳幼児教育研修
- (6) 教育講演会（三重の教育談義）
- (7) 今日的教育課題対応研修

5 職務・職能研修

職務に関する知識・理解の拡充と深化及び技能・技術の向上を目指します。

- (1) 養護教諭研修
- (2) 学校給食栄養管理者研修
- (3) 学校給食関係職員研修
- (4) 実習助手研修
- (5) 学校事務職員研修
- (6) 学校司書研修
- (7) 現業職員研修
- (8) 管理職研修
- (9) コーチング研修

6 ブロック別研修

市町教育研究所等との連携による、教科等を中心とした共催講座を開催します。

7 ネットDE研修

インターネットを利用したeラーニングシステムにより、教科、教育情報や今日的な教育課題等の講座をパソコンで「いつでも・どこでも・なんどでも」受講できる環境を引き続き整備します。